

新

旧

(表紙)

(表紙)

尾道市歴史的風致維持向上計画
(第2期)

尾道市歴史的風致維持向上計画
(第2期)



令和5年5月
尾道市



令和4年3月
尾道市

新

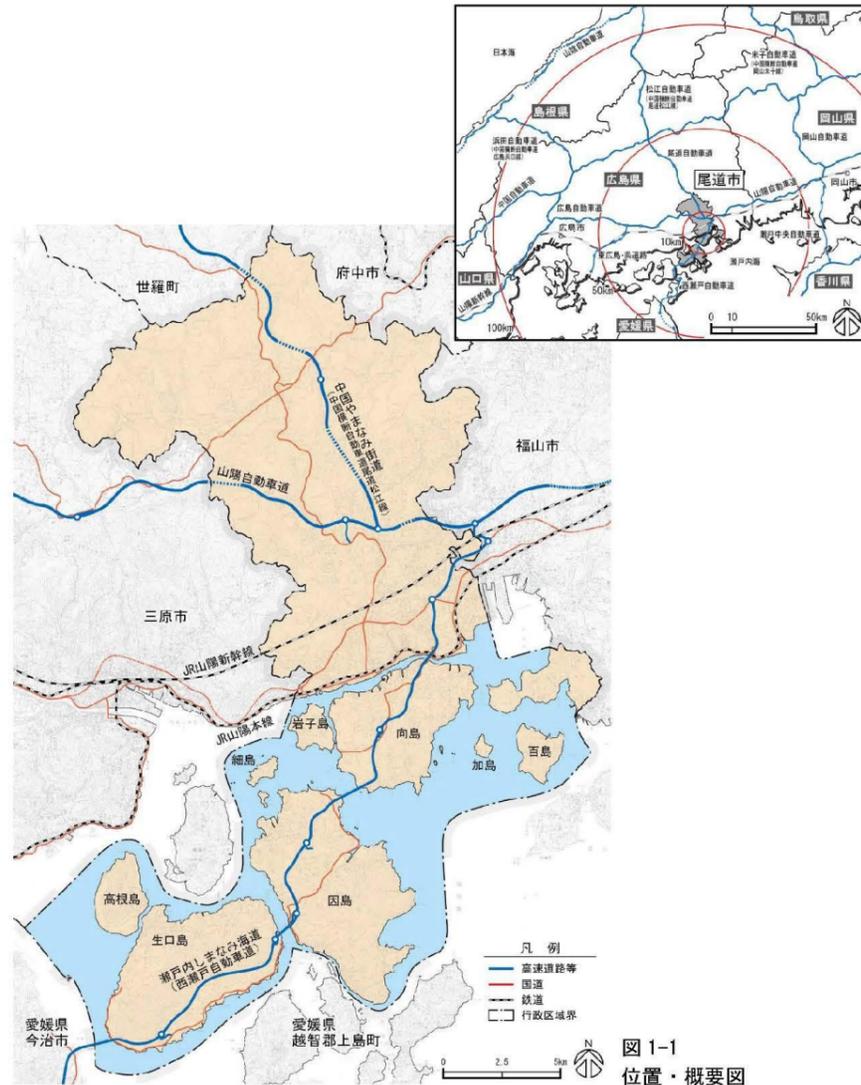
(P8)

1 自然的環境

(1) 位置

尾道市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の南東部に位置しており、東は福山市、西は三原市、北は府中市及び世羅町、南は愛媛県今治市及び上島町に接している。市域は東西約23km、南北約35kmで島嶼部から内陸部までを有し、面積は284.88km²である。

主要都市との直線距離は、広島市は約69km、福山市は約17km、岡山県岡山市は約71kmである。



旧

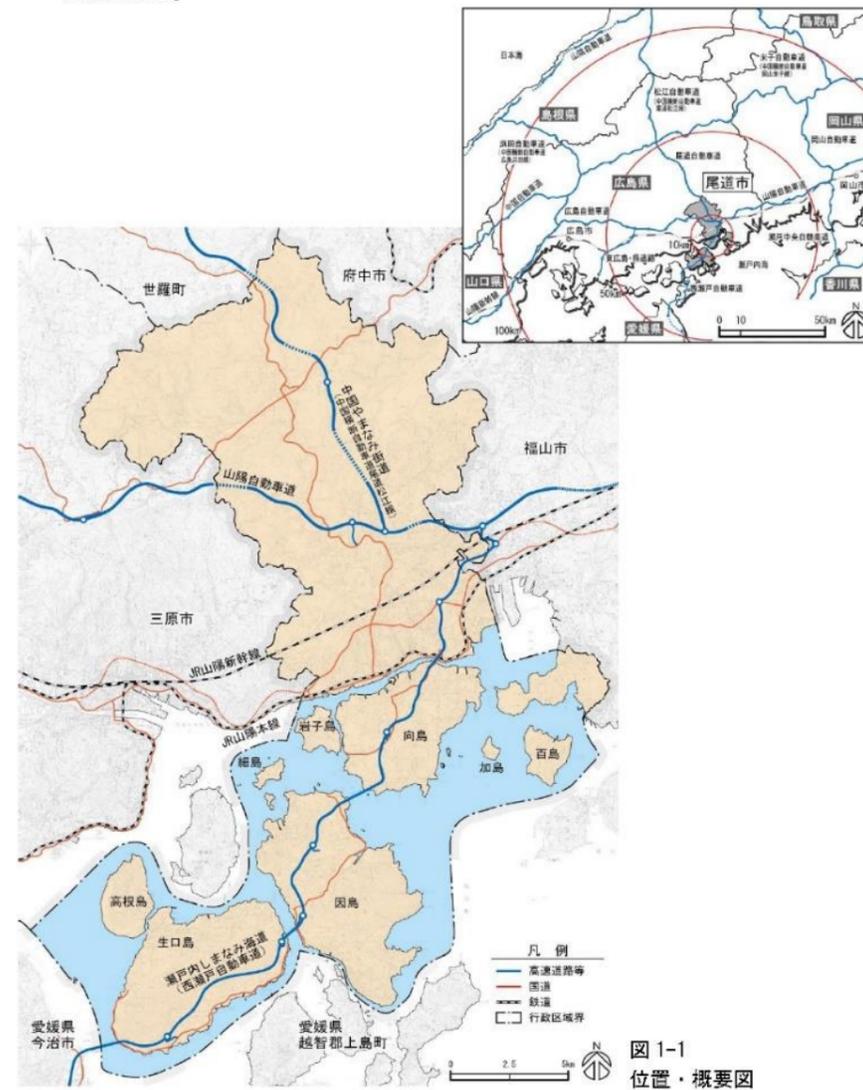
(P8)

1 自然的環境

(1) 位置

尾道市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の南東部に位置しており、東は福山市、西は三原市、北は府中市及び世羅町、南は愛媛県今治市及び上島町に接している。市域は東西約23km、南北約35kmで島嶼部から内陸部までを有し、面積は285.11km²である。

主要都市との直線距離は、広島市は約69km、福山市は約17km、岡山県岡山市は約71kmである。



■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>(P32)</p> <p>4 文化財等の分布状況</p> <p>(1) 指定・登録文化財の分布状況</p> <p>本市の指定文化財は、令和5年(2023)4月1日現在、国指定が59件、県指定が79件、市指定が233件で、合計371件である。</p> <p>指定文化財のうち、有形文化財が277件で7割以上を占め、そのうち、建造物は37件が指定されている。</p> <p>この他、建造物としては、登録有形文化財が35件ある。</p> <p style="text-align: center;">表 1-2 文化財の種別指定状況 ※令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>国指定</th> <th>計</th> <th>県指定</th> <th>計</th> <th>市指定</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>17 (うち国宝3)</td> <td rowspan="2">58</td> <td>2</td> <td rowspan="2">60</td> <td>18</td> <td rowspan="2">159</td> <td rowspan="2">277</td> </tr> <tr> <td>美術工芸品</td> <td>41 (うち国宝4)</td> <td>58</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>58</td> <td></td> <td>60</td> <td></td> <td>159</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形文化財</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>16</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>20</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物※1</td> <td>遺跡</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>24</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td>54</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>59</td> <td></td> <td>79</td> <td></td> <td>233</td> <td>371</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国指定により「遺跡」は史跡、「名勝地」は名勝、「動物、植物、地質鉱物」は天然記念物となる。県・市の指定の場合は、広島県指定史跡、尾道市指定史跡のように、史跡・名勝・天然記念物の前に広島県・尾道市が付く。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td rowspan="2">国認定</td> <td>重要美術品</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>国登録</td> <td>登録記念物</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">32</p>	種別	区分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合計	有形文化財	建造物	17 (うち国宝3)	58	2	60	18	159	277	美術工芸品	41 (うち国宝4)	58	141	小計			58		60		159	277	無形文化財			0		0		0	0	小計			0		0		0	0	民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0		4	4	無形の民俗文化財		0		8		16	24	小計			0		8		20	28	記念物※1	遺跡		0		3		28	31	名勝地		1		0		2	3	動物、植物、地質鉱物		0		8		24	32	小計			1		11		54	66	合計			59		79		233	371			区分	件数	その他	国認定	重要美術品	5	登録有形文化財	35	国登録	登録記念物	1	<p>(P32)</p> <p>4 文化財等の分布状況</p> <p>(1) 指定・登録文化財の分布状況</p> <p>本市の指定文化財は、令和4年(2022)1月1日現在、国指定が59件、県指定が80件、市指定が230件で、合計369件である。</p> <p>指定文化財のうち、有形文化財が274件で7割以上を占め、そのうち、建造物は37件が指定されている。</p> <p>この他、建造物としては、登録有形文化財が34件ある。</p> <p style="text-align: center;">表 1-2 文化財の種別指定状況 ※令和4年1月1日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>国指定</th> <th>計</th> <th>県指定</th> <th>計</th> <th>市指定</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>17 (うち国宝3)</td> <td rowspan="2">58</td> <td>2</td> <td rowspan="2">60</td> <td>18</td> <td rowspan="2">156</td> <td rowspan="2">274</td> </tr> <tr> <td>美術工芸品</td> <td>41 (うち国宝4)</td> <td>58</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>58</td> <td></td> <td>60</td> <td></td> <td>156</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形文化財</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>16</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>20</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物※1</td> <td>遺跡</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>24</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td>54</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>59</td> <td></td> <td>80</td> <td></td> <td>230</td> <td>369</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国指定により「遺跡」は史跡、「名勝地」は名勝、「動物、植物、地質鉱物」は天然記念物となる。県・市の指定の場合は、広島県指定史跡、尾道市指定史跡のように、史跡・名勝・天然記念物の前に広島県・尾道市が付く。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td rowspan="2">国認定</td> <td>重要美術品</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>国登録</td> <td>登録記念物</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">32</p>	種別	区分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合計	有形文化財	建造物	17 (うち国宝3)	58	2	60	18	156	274	美術工芸品	41 (うち国宝4)	58	138	小計			58		60		156	274	無形文化財			0		0		0	0	小計			0		0		0	0	民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0		4	4	無形の民俗文化財		0		8		16	24	小計			0		8		20	28	記念物※1	遺跡		0		3		28	31	名勝地		1		0		2	3	動物、植物、地質鉱物		0		9		24	33	小計			1		12		54	67	合計			59		80		230	369			区分	件数	その他	国認定	重要美術品	5	登録有形文化財	34	国登録	登録記念物	1
種別	区分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合計																																																																																																																																																																																																																																																															
有形文化財	建造物	17 (うち国宝3)	58	2	60	18	159	277																																																																																																																																																																																																																																																															
	美術工芸品	41 (うち国宝4)		58		141																																																																																																																																																																																																																																																																	
小計			58		60		159	277																																																																																																																																																																																																																																																															
無形文化財			0		0		0	0																																																																																																																																																																																																																																																															
小計			0		0		0	0																																																																																																																																																																																																																																																															
民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0		4	4																																																																																																																																																																																																																																																															
	無形の民俗文化財		0		8		16	24																																																																																																																																																																																																																																																															
小計			0		8		20	28																																																																																																																																																																																																																																																															
記念物※1	遺跡		0		3		28	31																																																																																																																																																																																																																																																															
	名勝地		1		0		2	3																																																																																																																																																																																																																																																															
	動物、植物、地質鉱物		0		8		24	32																																																																																																																																																																																																																																																															
小計			1		11		54	66																																																																																																																																																																																																																																																															
合計			59		79		233	371																																																																																																																																																																																																																																																															
		区分	件数																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他	国認定	重要美術品	5																																																																																																																																																																																																																																																																				
		登録有形文化財	35																																																																																																																																																																																																																																																																				
	国登録	登録記念物	1																																																																																																																																																																																																																																																																				
種別	区分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合計																																																																																																																																																																																																																																																															
有形文化財	建造物	17 (うち国宝3)	58	2	60	18	156	274																																																																																																																																																																																																																																																															
	美術工芸品	41 (うち国宝4)		58		138																																																																																																																																																																																																																																																																	
小計			58		60		156	274																																																																																																																																																																																																																																																															
無形文化財			0		0		0	0																																																																																																																																																																																																																																																															
小計			0		0		0	0																																																																																																																																																																																																																																																															
民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0		4	4																																																																																																																																																																																																																																																															
	無形の民俗文化財		0		8		16	24																																																																																																																																																																																																																																																															
小計			0		8		20	28																																																																																																																																																																																																																																																															
記念物※1	遺跡		0		3		28	31																																																																																																																																																																																																																																																															
	名勝地		1		0		2	3																																																																																																																																																																																																																																																															
	動物、植物、地質鉱物		0		9		24	33																																																																																																																																																																																																																																																															
小計			1		12		54	67																																																																																																																																																																																																																																																															
合計			59		80		230	369																																																																																																																																																																																																																																																															
		区分	件数																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他	国認定	重要美術品	5																																																																																																																																																																																																																																																																				
		登録有形文化財	34																																																																																																																																																																																																																																																																				
	国登録	登録記念物	1																																																																																																																																																																																																																																																																				

新

(P33)

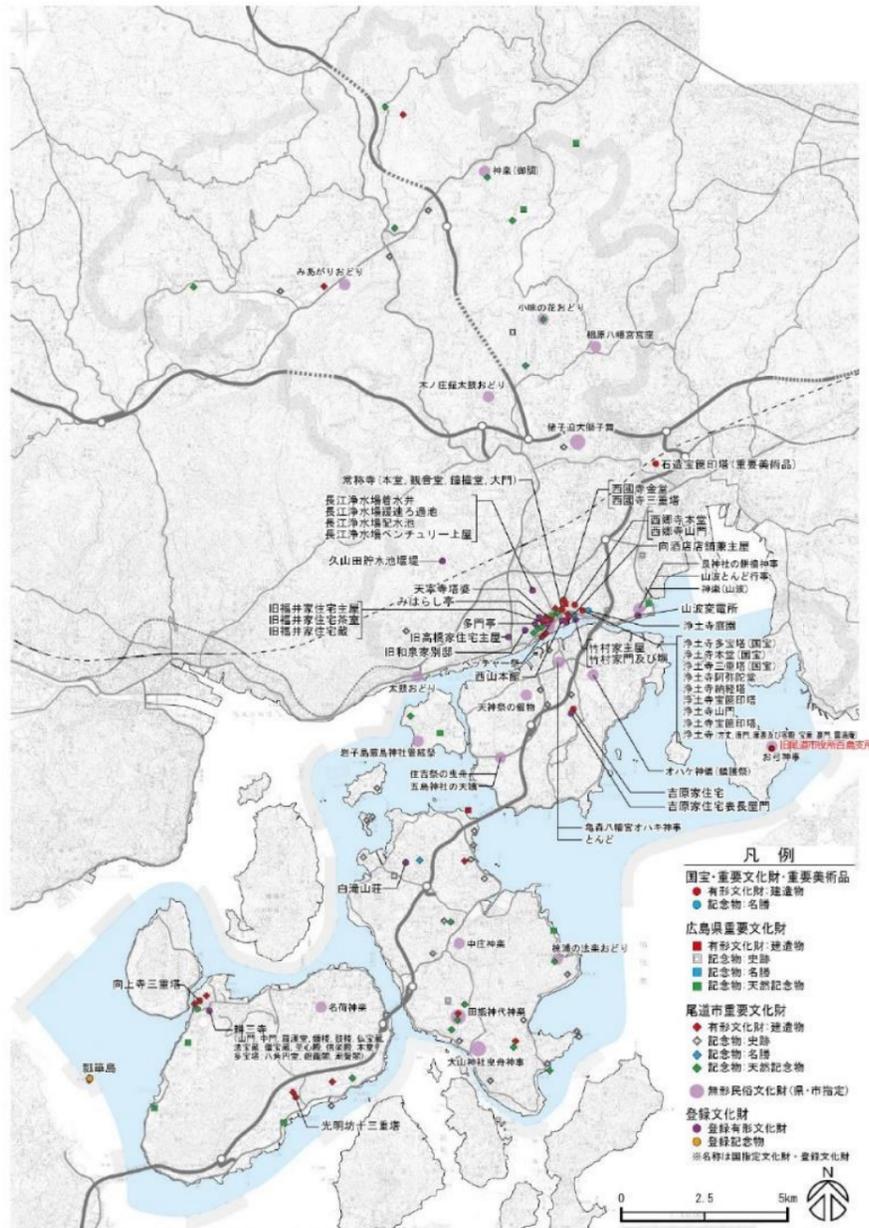


図 1-15 指定・登録文化財（建造物・史跡・名勝・天然記念物、無形民俗文化財）の分布状況

旧

(P33)

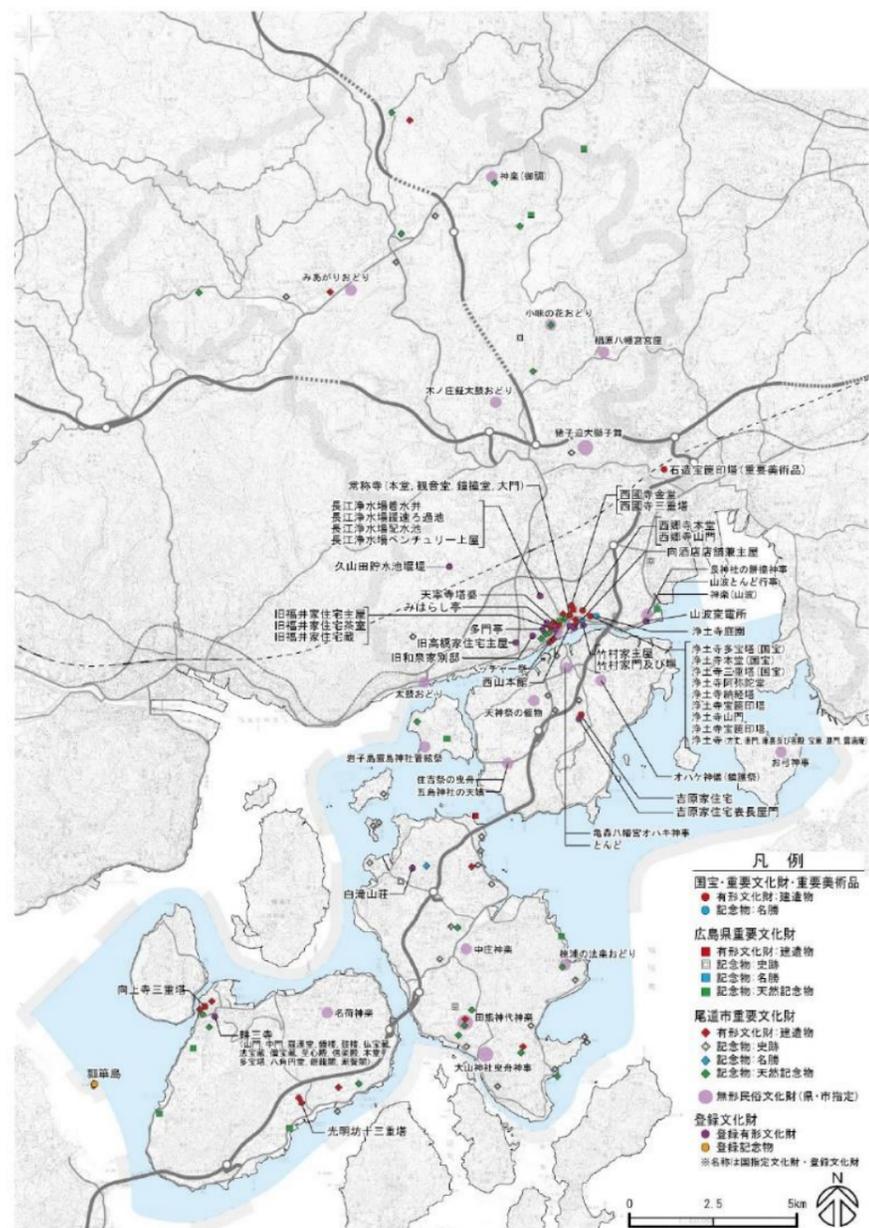


図 1-15 指定・登録文化財（建造物・史跡・名勝・天然記念物、無形民俗文化財）の分布状況

■新旧対照表

新	旧
<p>(P34)</p> <p>① 国指定等文化財</p> <p>本市にある国指定文化財 59 件のうち、国宝が 4 件（うち建造物が 3 件）で、重要文化財が 54 件（うち建造物が 14 件）、名勝が 1 件となっている。</p> <p>国宝の建造物としては、浄土寺多宝塔・本堂、向上寺三重塔がある。いずれも、中世の歴史と文化を代表する建造物である。</p> <p>また、重要文化財の建造物としては、浄土寺阿弥陀堂・山門・方丈・庫裏及び客殿・露滴庵、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆、西郷寺本堂、常称寺本堂・観音堂・鐘撞堂・大門、光明坊十三重塔、吉原家住宅等がある。</p> <p>美術工芸品は、国宝 1 件を含め、41 件ある。このうち彫刻は、全部で 16 件あり、木造十一面観音立像、木造釈迦如来立像、木造薬師如来坐像、木造千手観音立像、木造聖徳太子立像等がある。加えて、絵画は 5 件（うち 1 件は国宝）、工芸品は 8 件、書跡・典籍は 6 件、古文書は 5 件、考古資料は 1 件となる。これら美術工芸品のすべてが、持光寺、浄土寺、西國寺、耕三寺等の寺院にある。</p> <p>さらに、名勝としては、浄土寺庭園がある。</p> <p>また、その他、重要美術品が 5 件、登録有形文化財が 35 件あり、登録有形文化財（建造物）については、耕三寺に関するものが 15 件、近代化遺産に関するものが 7 件、豪商等の家屋に関するものが 13 件ある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>浄土寺多宝塔 (国宝)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>浄土寺本堂 (国宝)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>向上寺三重塔 (国宝)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>西郷寺本堂 (重要文化財)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">34</p>	<p>(P34)</p> <p>① 国指定等文化財</p> <p>本市にある国指定文化財 59 件のうち、国宝が 4 件（うち建造物が 3 件）で、重要文化財が 54 件（うち建造物が 14 件）、名勝が 1 件となっている。</p> <p>国宝の建造物としては、浄土寺多宝塔・本堂、向上寺三重塔がある。いずれも、中世の歴史と文化を代表する建造物である。</p> <p>また、重要文化財の建造物としては、浄土寺阿弥陀堂・山門・方丈・庫裏及び客殿・露滴庵、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆、西郷寺本堂、常称寺本堂・観音堂・鐘撞堂・大門、光明坊十三重塔、吉原家住宅等がある。</p> <p>美術工芸品は、国宝 1 件を含め、41 件ある。このうち彫刻は、全部で 16 件あり、木造十一面観音立像、木造釈迦如来立像、木造薬師如来坐像、木造千手観音立像、木造聖徳太子立像等がある。加えて、絵画は 5 件（うち 1 件は国宝）、工芸品は 8 件、書跡・典籍は 6 件、古文書は 5 件、考古資料は 1 件となる。これら美術工芸品のすべてが、持光寺、浄土寺、西國寺、耕三寺等の寺院にある。</p> <p>さらに、名勝としては、浄土寺庭園がある。</p> <p>また、その他、重要美術品が 5 件、登録有形文化財が 34 件あり、登録有形文化財（建造物）については、耕三寺に関するものが 15 件、近代化遺産に関するものが 6 件、豪商等の家屋に関するものが 13 件ある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>浄土寺多宝塔 (国宝)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>浄土寺本堂 (国宝)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>向上寺三重塔 (国宝)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>西郷寺本堂 (重要文化財)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">34</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P35)</p> <p>② 広島県指定文化財 広島県指定文化財 79 件のうち、有形文化財が 60 件(建造物 2 件、美術工芸品 58 件)で、無形民俗文化財が 8 件、史跡が 3 件、天然記念物が 8 件となっている。 有形文化財のうち、建造物は西國寺仁王門と旧大浜崎通航潮流信号所である。美術工芸品のうち、工芸品は 10 件となっている。また、絵画は 17 件、彫刻は 14 件、書跡・典籍 9 件、古文書 7 件、考古資料 1 件となっている。 無形民俗文化財については、太鼓おどり(正徳町)、みあがりおどり(御調町)、名荷神楽(瀬戸田町)、小味の花おどり(原田町)、神楽(御調町)、木ノ庄鉦太鼓おどり(木ノ庄町市原)、棕浦の法楽おどり(因島棕浦町)、中庄神楽(因島中庄町)があり、各地域独特の民俗芸能が指定されている。 史跡については、1 件は太田貝塚で、他の 2 件は因島村上氏の城跡と鷲尾山城跡となっている。 天然記念物については、良神社のクスノキ群や御寺のイブキビャクシンなどがある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>西國寺仁王門 (広島県重要文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>浄土寺の「太鼓」(広島県重要文化財)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>棕浦の法楽おどり (広島県無形民俗文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>良神社のクスノキ群 (広島県天然記念物)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">35</p>	<p>(P35)</p> <p>② 広島県指定文化財 広島県指定文化財 80 件のうち、有形文化財が 60 件(建造物 2 件、美術工芸品 58 件)で、無形民俗文化財が 8 件、史跡が 3 件、天然記念物が 9 件となっている。 有形文化財のうち、建造物は西國寺仁王門と旧大浜崎通航潮流信号所である。美術工芸品のうち、工芸品は 10 件となっている。また、絵画は 17 件、彫刻は 14 件、書跡・典籍 9 件、古文書 7 件、考古資料 1 件となっている。 無形民俗文化財については、太鼓おどり(正徳町)、みあがりおどり(御調町)、名荷神楽(瀬戸田町)、小味の花おどり(原田町)、神楽(御調町)、木ノ庄鉦太鼓おどり(木ノ庄町市原)、棕浦の法楽おどり(因島棕浦町)、中庄神楽(因島中庄町)があり、各地域独特の民俗芸能が指定されている。 史跡については、1 件は太田貝塚で、他の 2 件は因島村上氏の城跡と鷲尾山城跡となっている。 天然記念物については、良神社のクスノキ群や御寺のイブキビャクシンなどがある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>西國寺仁王門 (広島県重要文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>浄土寺の「太鼓」(広島県重要文化財)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>棕浦の法楽おどり (広島県無形民俗文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>良神社のクスノキ群 (広島県天然記念物)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">35</p>

新	旧
<p>(P36)</p> <p>③ 尾道市指定文化財</p> <p>尾道市指定文化財の233件のうち、有形文化財（建造物）が18件、同（美術工芸品）が141件、計159件となり、市指定文化財の約2/3（68.2%）を占める。</p> <p>この他、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財16件、史跡28件、天然記念物24件となっている。</p> <p>有形文化財（建造物）については、薬師寺塔婆や茶屋一夢亭、旧河内村役場、八幡神社本殿、旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館）、旧尾道銀行本店（現・おのみち歴史博物館）、爽籟軒茶室といった建物の他、五輪塔や宝篋印塔、板碑等がある。有形文化財（美術工芸品）については、絵画、彫刻、工芸品等が多数ある。</p> <p>有形民俗文化財については、平田玉蘊ゆかりの品々、正念寺本堂天井画、本因坊秀策ゆかりの品等があり、無形民俗文化財としては、ベッチャー祭や山波とんど行事、田熊神代神楽等がある。</p> <p>史跡としては、古墳や城跡、廃寺跡等があり、天然記念物としては、光明寺蟠龍の松、福善寺の鷲の松等がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>商店街（西国街道）に位置する旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館：尾道市重要文化財）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧尾道銀行本店（尾道市重要文化財）を改修した「おのみち歴史博物館」</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>尾道ベッチャー祭（尾道市民俗文化財）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>山波とんど行事（尾道市民俗文化財）</p> </div> </div>	<p>(P36)</p> <p>③ 尾道市指定文化財</p> <p>尾道市指定文化財の224件のうち、有形文化財（建造物）が17件、同（美術工芸品）が133件、計150件となり、市指定文化財の約2/3（67.0%）を占める。</p> <p>この他、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財16件、史跡28件、天然記念物24件となっている。</p> <p>有形文化財（建造物）については、薬師寺塔婆や茶屋一夢亭、旧河内村役場、八幡神社本殿、旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館）、旧尾道銀行本店（現・おのみち歴史博物館）、爽籟軒茶室といった建物の他、五輪塔や宝篋印塔、板碑等がある。有形文化財（美術工芸品）については、絵画、彫刻、工芸品等が多数ある。</p> <p>有形民俗文化財については、平田玉蘊ゆかりの品々、正念寺本堂天井画、本因坊秀策ゆかりの品等があり、無形民俗文化財としては、ベッチャー祭や山波とんど行事、田熊神代神楽等がある。</p> <p>史跡としては、古墳や城跡、廃寺跡等があり、天然記念物としては、光明寺蟠龍の松、福善寺の鷲の松等がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>商店街（西国街道）に位置する旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館：尾道市重要文化財）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧尾道銀行本店（尾道市重要文化財）を改修した「おのみち歴史博物館」</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>尾道ベッチャー祭（尾道市民俗文化財）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>山波とんど行事（尾道市民俗文化財）</p> </div> </div>

新

(P47)

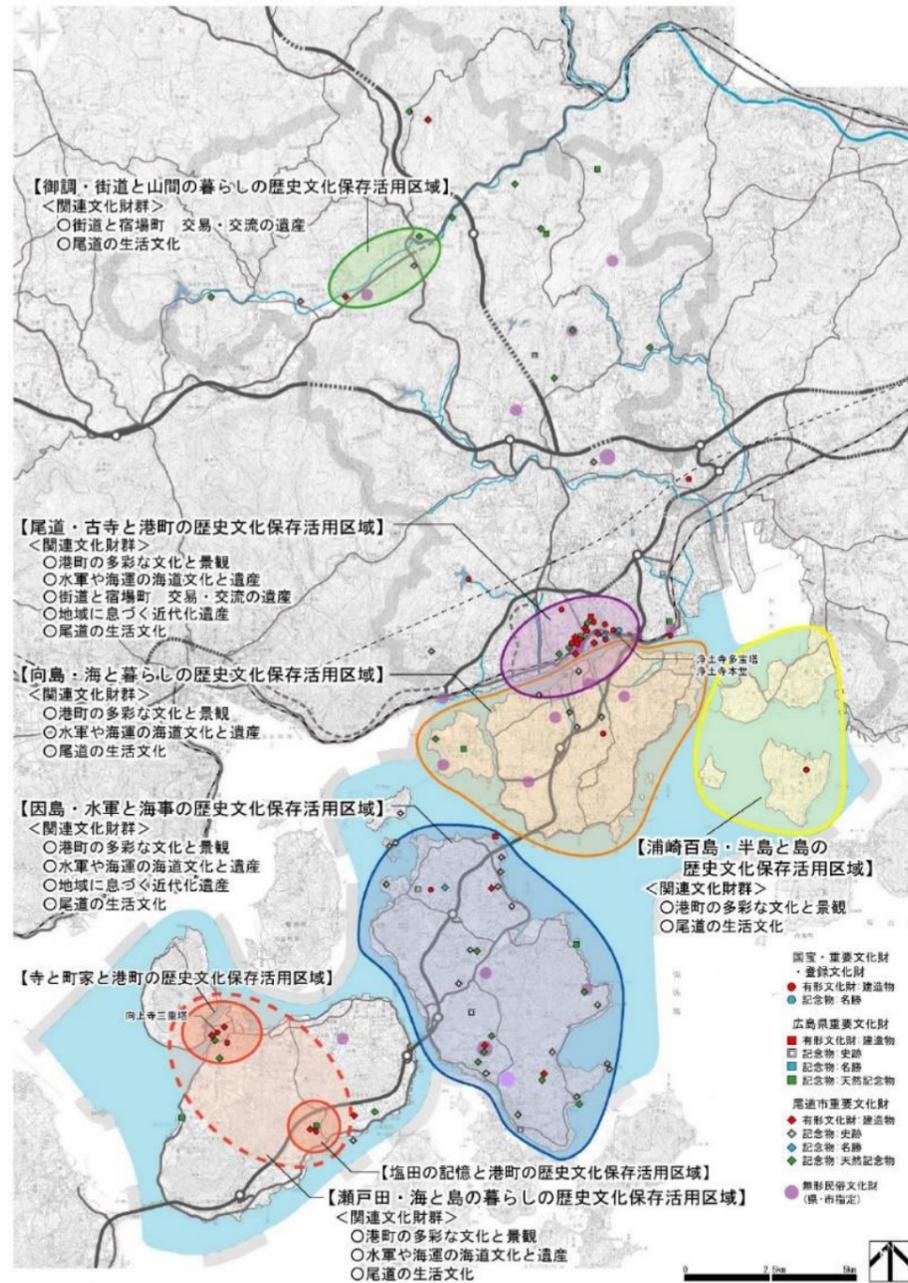


図 1-18 歴史文化保存活用区域と関連文化財群との関わり

旧

(P47)

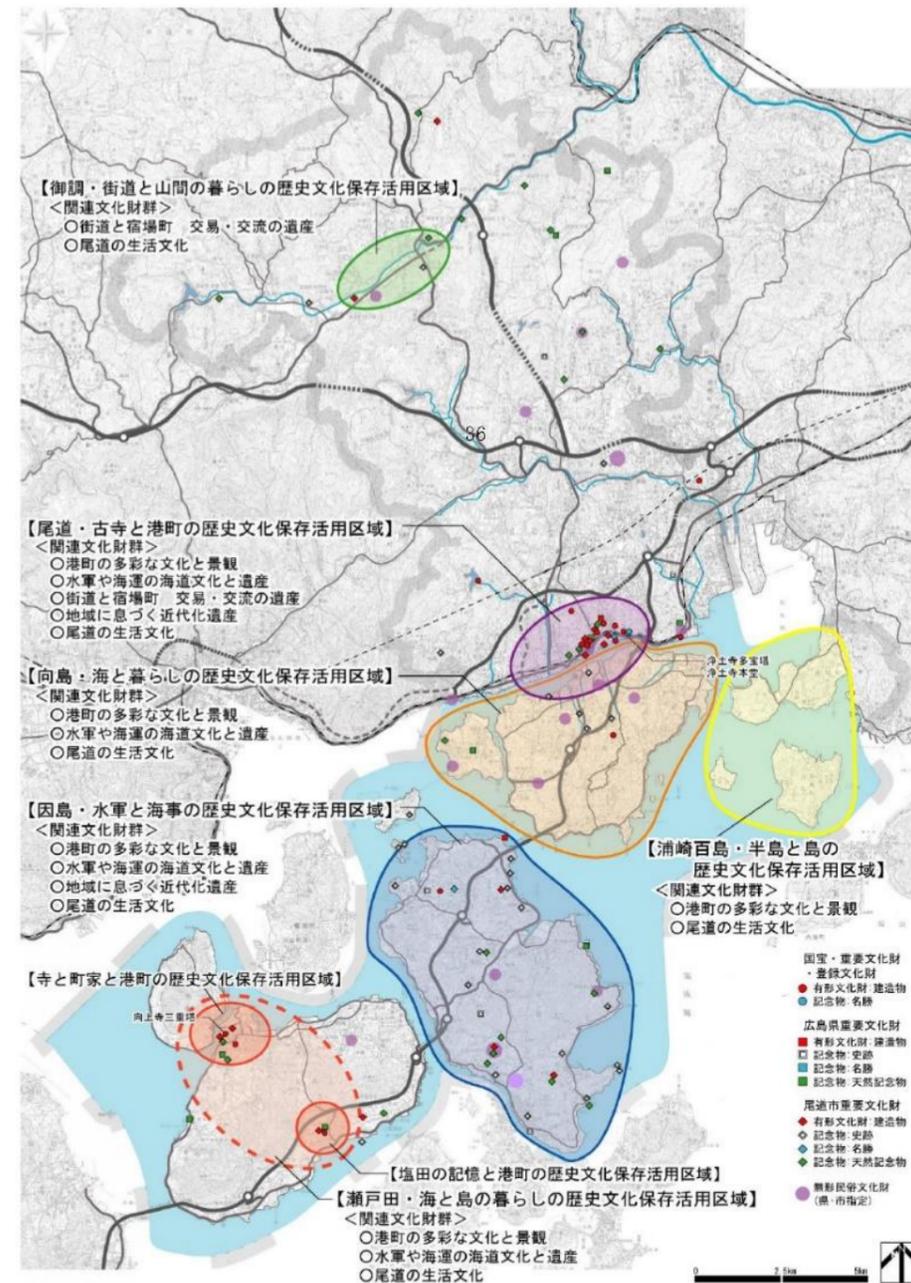
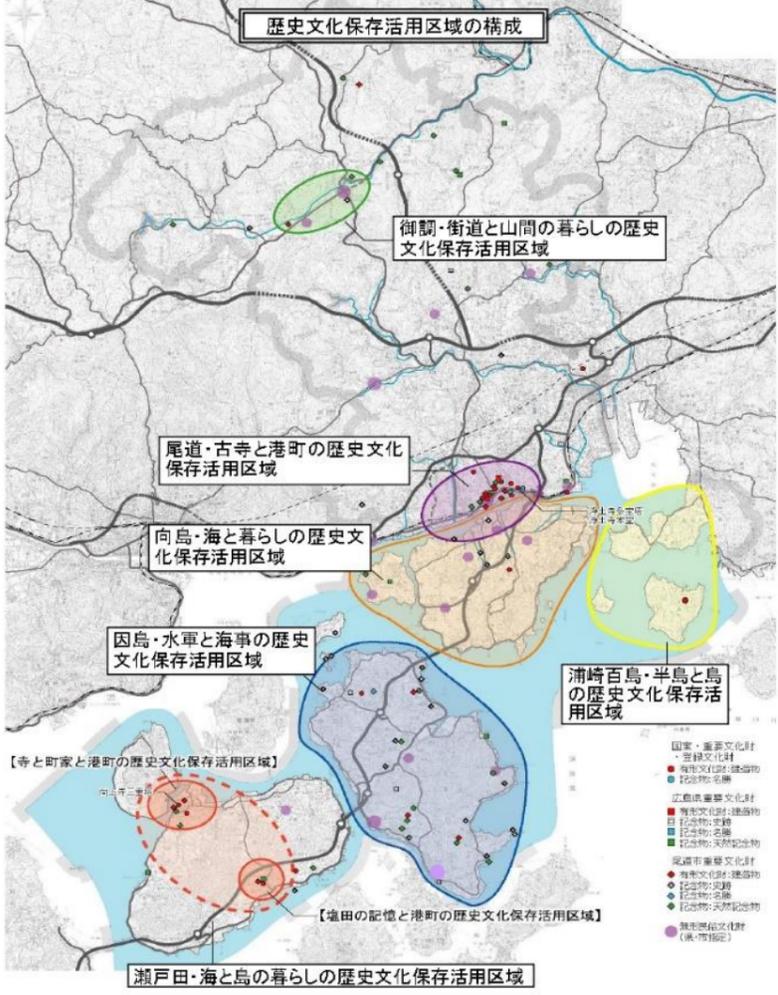
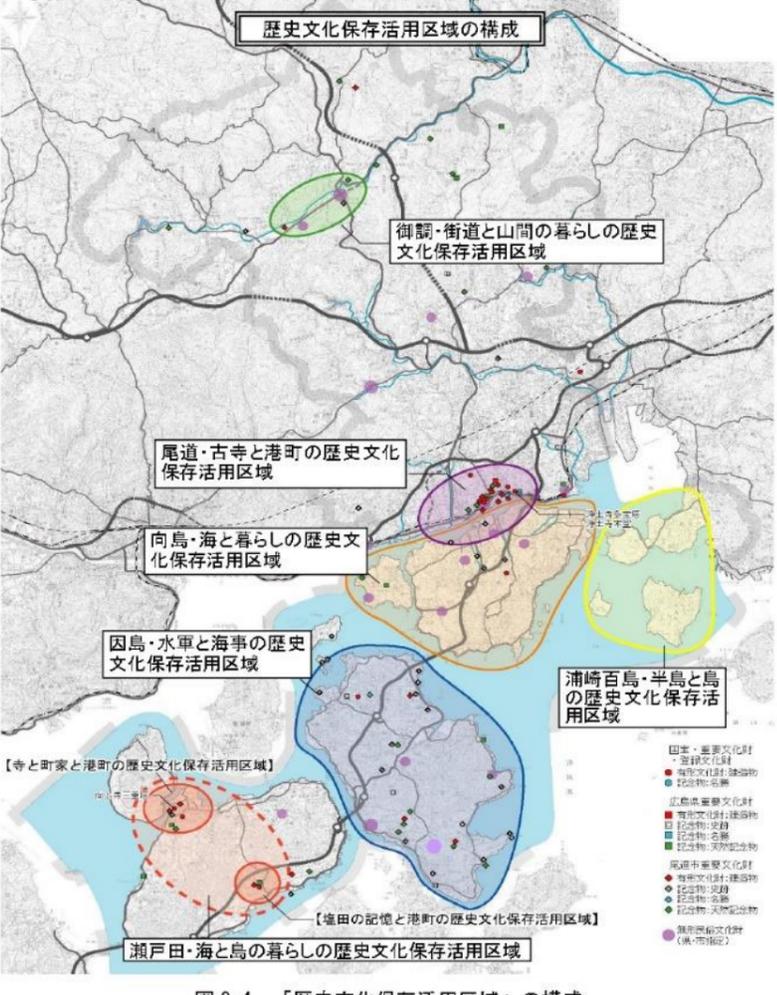


図 1-18 歴史文化保存活用区域と関連文化財群との関わり

■新旧対照表

新	旧
<p>(P139)</p> <div data-bbox="418 470 1196 562" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">歴史文化保存活用区域</p> <p style="text-align: center;">関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺的环境を、文化的な空間として創出するための計画区域として位置づける。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div>  <p style="text-align: center;">図 3-4 「歴史文化保存活用区域」の構成</p> <p style="text-align: center;">139</p>	<p>(P139)</p> <div data-bbox="1733 470 2510 562" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">歴史文化保存活用区域</p> <p style="text-align: center;">関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺的环境を、文化的な空間として創出するための計画区域として位置づける。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div>  <p style="text-align: center;">図 3-4 「歴史文化保存活用区域」の構成</p> <p style="text-align: center;">139</p>

■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P193)</p> <p style="color: red;">(2) 歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>7 まちなみ形成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>民間(所有者等)</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成15年度～</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>重点区域内</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的建造物・工作物(歴史的風致形成建造物を除く)の建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更等の整備に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>また、インバウンドを含めた観光まちづくりに資する事業として、歴史的なまちなみ景観を阻害する建築物の美装化や除却等を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた地域特有のまちなみ全体の質の向上を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>整備前 → 整備後 町家の特徴である虫籠窓を持つ住宅</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史的なまちなみ景観を構成する重要資源である歴史的建造物等の整備を図ることで、歴史の伝承及び良好で魅力的な市街地環境の向上に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみの魅力に磨きがかかり、国内外からの観光客の誘客が期待できる。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">193</p>	事業名	7 まちなみ形成事業	整備主体	民間(所有者等)	事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)	事業期間	平成15年度～	事業箇所	重点区域内	事業概要	<p>歴史的建造物・工作物(歴史的風致形成建造物を除く)の建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更等の整備に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>また、インバウンドを含めた観光まちづくりに資する事業として、歴史的なまちなみ景観を阻害する建築物の美装化や除却等を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた地域特有のまちなみ全体の質の向上を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>整備前 → 整備後 町家の特徴である虫籠窓を持つ住宅</p> </div>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的なまちなみ景観を構成する重要資源である歴史的建造物等の整備を図ることで、歴史の伝承及び良好で魅力的な市街地環境の向上に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみの魅力に磨きがかかり、国内外からの観光客の誘客が期待できる。</p>	<p>(P193)</p> <p>(2) 歴史的建造物の周辺環境に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>7 まちなみ形成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>民間(所有者等)</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成15年度～</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>重点区域内</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的建造物・工作物(歴史的風致形成建造物を除く)の建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更等の整備に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>また、インバウンドを含めた観光まちづくりに資する事業として、歴史的なまちなみ景観を阻害する建築物の美装化や除却等を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた地域特有のまちなみ全体の質の向上を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>整備前 → 整備後 町家の特徴である虫籠窓を持つ住宅</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史的なまちなみ景観を構成する重要資源である歴史的建造物等の整備を図ることで、歴史の伝承及び良好で魅力的な市街地環境の向上に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみの魅力に磨きがかかり、国内外からの観光客の誘客が期待できる。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">193</p>	事業名	7 まちなみ形成事業	整備主体	民間(所有者等)	事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)	事業期間	平成15年度～	事業箇所	重点区域内	事業概要	<p>歴史的建造物・工作物(歴史的風致形成建造物を除く)の建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更等の整備に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>また、インバウンドを含めた観光まちづくりに資する事業として、歴史的なまちなみ景観を阻害する建築物の美装化や除却等を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた地域特有のまちなみ全体の質の向上を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>整備前 → 整備後 町家の特徴である虫籠窓を持つ住宅</p> </div>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的なまちなみ景観を構成する重要資源である歴史的建造物等の整備を図ることで、歴史の伝承及び良好で魅力的な市街地環境の向上に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみの魅力に磨きがかかり、国内外からの観光客の誘客が期待できる。</p>
事業名	7 まちなみ形成事業																												
整備主体	民間(所有者等)																												
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)																												
事業期間	平成15年度～																												
事業箇所	重点区域内																												
事業概要	<p>歴史的建造物・工作物(歴史的風致形成建造物を除く)の建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更等の整備に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>また、インバウンドを含めた観光まちづくりに資する事業として、歴史的なまちなみ景観を阻害する建築物の美装化や除却等を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた地域特有のまちなみ全体の質の向上を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>整備前 → 整備後 町家の特徴である虫籠窓を持つ住宅</p> </div>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的なまちなみ景観を構成する重要資源である歴史的建造物等の整備を図ることで、歴史の伝承及び良好で魅力的な市街地環境の向上に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみの魅力に磨きがかかり、国内外からの観光客の誘客が期待できる。</p>																												
事業名	7 まちなみ形成事業																												
整備主体	民間(所有者等)																												
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)																												
事業期間	平成15年度～																												
事業箇所	重点区域内																												
事業概要	<p>歴史的建造物・工作物(歴史的風致形成建造物を除く)の建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更等の整備に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>また、インバウンドを含めた観光まちづくりに資する事業として、歴史的なまちなみ景観を阻害する建築物の美装化や除却等を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた地域特有のまちなみ全体の質の向上を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>整備前 → 整備後 町家の特徴である虫籠窓を持つ住宅</p> </div>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的なまちなみ景観を構成する重要資源である歴史的建造物等の整備を図ることで、歴史の伝承及び良好で魅力的な市街地環境の向上に繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみの魅力に磨きがかかり、国内外からの観光客の誘客が期待できる。</p>																												

■新旧対照表

新										旧										
(P235)										(P235)										
分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者		分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日								年号	年	月	日		
建造物	登録有形文化財	耕三寺本堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人		建造物	登録有形文化財	耕三寺本堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺多宝塔	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人		建造物	登録有形文化財	耕三寺多宝塔	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺八角円堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人		建造物	登録有形文化財	耕三寺八角円堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺銀龍閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人		建造物	登録有形文化財	耕三寺銀龍閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺潮響閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人		建造物	登録有形文化財	耕三寺潮響閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	尾道市久山田水源地堰堤	1基	H	16	9	17	尾道市久山田町	尾道市		建造物	登録有形文化財	尾道市久山田水源地堰堤	1基	H	16	9	17	尾道市久山田町	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場着水井	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市		建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場着水井	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場緩速ろ過池	1所	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市		建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場緩速ろ過池	1所	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場配水池	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市		建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場配水池	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	竹村家主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人		建造物	登録有形文化財	竹村家主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人
建造物	登録有形文化財	竹村家門及び塀	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人		建造物	登録有形文化財	竹村家門及び塀	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人		建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅蔵	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人		建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅蔵	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅茶室	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人		建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅茶室	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	山波変電所(旧広島電気尾道発電所)	1棟	H	18	3	2	尾道市山波町	民間		建造物	登録有形文化財	山波変電所(旧広島電気尾道発電所)	1棟	H	18	3	2	尾道市山波町	民間
建造物	登録有形文化財	長江浄水場ベンチュリー上屋	1棟	H	23	1	26	尾道市長江三丁目	尾道市		建造物	登録有形文化財	長江浄水場ベンチュリー上屋	1棟	H	23	1	26	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	旧高橋家住宅主屋	1棟	H	23	7	25	尾道市日比崎町	尾道市		建造物	登録有形文化財	旧高橋家住宅主屋	1棟	H	23	7	25	尾道市日比崎町	尾道市
建造物	登録有形文化財	旧和泉家別邸	1棟	H	25	12	24	尾道市三軒家町	個人		建造物	登録有形文化財	旧和泉家別邸	1棟	H	25	12	24	尾道市三軒家町	個人
建造物	登録有形文化財	みはらし亭	1棟	H	25	12	24	尾道市東土堂町	民間		建造物	登録有形文化財	みはらし亭	1棟	H	25	12	24	尾道市東土堂町	民間
建造物	登録有形文化財	西山本館	1棟	H	27	3	26	尾道市東土堂町	民間		建造物	登録有形文化財	西山本館	1棟	H	27	3	26	尾道市東土堂町	民間
建造物	登録有形文化財	多門亭	1棟	H	31	3	29	尾道市東土堂町	個人		建造物	登録有形文化財	多門亭	1棟	H	31	3	29	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	向酒店店舗兼主屋	1棟	R	2	4	3	尾道市久保一丁目	民間		建造物	登録有形文化財	向酒店店舗兼主屋	1棟	R	2	4	3	尾道市久保一丁目	民間
建造物	登録有形文化財	旧尾道市役所百島支所	1棟	R	4	10	31	尾道市百島町	民間		史跡・名勝・天然記念物	登録記念物	瓢箪島	1所	H	25	3	27	尾道市瀬戸田町	地域
史跡・名勝・天然記念物	登録記念物	瓢箪島	1所	H	25	3	27	尾道市瀬戸田町	地域											

■新旧対照表

新											旧										
(P238)											(P238)										
分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者	分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者		
				年号	年	月	日							年号	年	月	日				
古文書	県重要文化財	紙本墨書因島村上家文書	3巻	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	個人	古文書	県重要文化財	紙本墨書因島村上家文書	3巻	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	個人		
古文書	県重要文化財	浄土寺文書	104通	S	41	5	13	尾道市東久保町	宗教法人	古文書	県重要文化財	浄土寺文書	104通	S	41	5	13	尾道市東久保町	宗教法人		
古文書	県重要文化財	金蓮寺在銘瓦「宝徳二年結縁衆の名を記す」	4枚	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	宗教法人・個人	古文書	県重要文化財	金蓮寺在銘瓦「宝徳二年結縁衆の名を記す」	4枚	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	宗教法人・個人		
考古資料	県重要文化財	貝ヶ原遺跡出土の特殊器台形土器	1点	S	62	12	21	尾道市久保一丁目	尾道市	考古資料	県重要文化財	貝ヶ原遺跡出土の特殊器台形土器	1点	S	62	12	21	尾道市久保一丁目	尾道市		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	太鼓おどり		S	40	10	29	尾道市正徳町	吉和太鼓踊り保存会	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	太鼓おどり		S	40	10	29	尾道市正徳町	吉和太鼓踊り保存会		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	みあがりおどり		S	41	4	28	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	みあがりおどり		S	41	4	28	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	名荷神楽		S	43	4	27	尾道市瀬戸田町	名荷神楽団	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	名荷神楽		S	43	4	27	尾道市瀬戸田町	名荷神楽団		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	小味の花おどり		S	45	1	30	尾道市原田町	小味組花踊り保存会	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	小味の花おどり		S	45	1	30	尾道市原田町	小味組花踊り保存会		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	神楽		S	46	12	23	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	神楽		S	46	12	23	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	木ノ庄鉦太鼓おどり		S	54	3	26	尾道市木ノ庄町	木ノ庄東地区民芸保存会	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	木ノ庄鉦太鼓おどり		S	54	3	26	尾道市木ノ庄町	木ノ庄東地区民芸保存会		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	椋浦の法楽おどり		S	56	4	17	尾道市因島椋浦町	椋浦法楽保存会	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	椋浦の法楽おどり		S	56	4	17	尾道市因島椋浦町	椋浦法楽保存会		
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	中庄神楽		S	57	2	23	尾道市因島中庄町	中庄八幡神社十二神祇神楽保存会	無形民俗文化財	県無形民俗文化財	中庄神楽		S	57	2	23	尾道市因島中庄町	中庄八幡神社十二神祇神楽保存会		
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	太田貝塚		S	24	8	12	尾道市高須町	広島県	史跡・名勝・天然記念物	県史跡	太田貝塚		S	24	8	12	尾道市高須町	広島県		
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	因島村上氏の城跡（長崎城跡、青木城跡、青島城跡）	3所	S	32	9	30	尾道市因島土生町	個人・民間	史跡・名勝・天然記念物	県史跡	因島村上氏の城跡（長崎城跡、青木城跡、青島城跡）	3所	S	32	9	30	尾道市因島土生町	個人・民間		
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	鷲尾山城跡		S	52	3	4	尾道市木ノ庄町	個人	史跡・名勝・天然記念物	県史跡	鷲尾山城跡		S	52	3	4	尾道市木ノ庄町	個人		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	御寺のイブキビャクシン	1株	S	24	10	28	尾道市瀬戸田町	宗教法人	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	御寺のイブキビャクシン	1株	S	24	10	28	尾道市瀬戸田町	宗教法人		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	山波良神社のウバメガシ	1株	S	34	7	15	尾道市山波町	宗教法人	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	瀬戸田の単葉松	1株	S	29	11	11	尾道市瀬戸田町	個人		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	阿弥陀寺のビャクシン	1株	S	53	10	4	尾道市向島町	宗教法人	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	山波良神社のウバメガシ	1株	S	34	7	15	尾道市山波町	宗教法人		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	垂水天満宮のウバメガシ群落	1群	S	53	10	4	尾道市瀬戸田町	宗教法人	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	阿弥陀寺のビャクシン	1株	S	53	10	4	尾道市向島町	宗教法人		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	菅のムクノキ	1株	S	59	1	23	尾道市御調町	個人	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	垂水天満宮のウバメガシ群落	1群	S	53	10	4	尾道市瀬戸田町	宗教法人		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	仁野のナナミノキ	1株	S	59	1	23	尾道市御調町	地域	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	菅のムクノキ	1株	S	59	1	23	尾道市御調町	個人		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	良神社のクスノキ群	1群	S	63	12	26	尾道市長江一丁目	宗教法人	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	仁野のナナミノキ	1株	S	59	1	23	尾道市御調町	地域		
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	鏡浦の花崗岩質岩脈	1帯	H	17	4	18	尾道市因島鏡浦町	個人	史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	良神社のクスノキ群	1群	S	63	12	26	尾道市長江一丁目	宗教法人		

■新旧対照表

新

(P243)

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造渡場地蔵立像	1 軀	S	9	6	1	尾道市向島町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造天部像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩立像	1 軀	S	61	3	27	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩半跏像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	1 軀	H	2	9	29	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	2	10	16	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造不動明王像 付 両脇侍	1 軀	H	5	3	26	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造善導大師坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造法然上人坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩半跏坐像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島大浜町	個人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	3 軀	H	6	9	6	尾道市吉和町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造千手観音立像	1 軀	H	8	9	27	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十二神将立像	12 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造日光・月光菩薩立像	2 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造吉祥天立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	銅造十一面観音菩薩立像	1 軀	R	4	5	2	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像および両脇侍立像	3 軀	R	4	5	2	尾道市因島原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音菩薩坐像・木造聖観音菩薩坐像・木造如意輪観音菩薩坐像	3 軀	R	5	3	24	尾道市長江一丁目	宗教法人
工芸品	市重要文化財	因島村上家太刀	2 口	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	個人
工芸品	市重要文化財	刀	1 口	S	36	10	16	尾道市久保一丁目	尾道市

243

旧

(P243)

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造渡場地蔵立像	1 軀	S	9	6	1	尾道市向島町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造天部像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩立像	1 軀	S	61	3	27	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩半跏像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	1 軀	H	2	9	29	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	2	10	16	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造不動明王像 付 両脇侍	1 軀	H	5	3	26	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造善導大師坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造法然上人坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩半跏坐像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島大浜町	個人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	3 軀	H	6	9	6	尾道市吉和町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造千手観音立像	1 軀	H	8	9	27	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十二神将立像	12 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造日光・月光菩薩立像	2 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造吉祥天立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西土堂町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	因島村上家太刀	2 口	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	個人
工芸品	市重要文化財	刀	1 口	S	36	10	16	尾道市久保一丁目	尾道市
工芸品	市重要文化財	切支丹灯籠	1 基	S	38	3	15	尾道市瀬戸田町	個人
工芸品	市重要文化財	麻阿弥陀衣	1 領	S	41	5	26	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	西江寺扁額	1 面	S	41	5	26	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	短刀	1 口	S	47	2	28	三次市東酒屋町	個人

243